

RoHS2 フタル酸エステル対応はお済ですか!?

改正 RoHS 指令 (RoHS2) 付属書 II に新たにフタル酸エステル4種が追加され含有規制が導入されました。RoHS 規制対象品目は 2019 年 7 月 22 日以降、規制フタル酸エステル類を含有するものは欧州で流通できなくなります。

RoHS指令は以下 11 分類の全ての電気・電子機器 (交流 1,000V以下、直流 1,500V以下) が対象です

- 大型家庭用電気製品 (冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど)
- 小型家庭用電気製品 (掃除機・時計・電動歯ブラシなど)
- 情報技術・電気通信機器 (パソコン・コピー機・携帯電話など)
- 民生用機器 (テレビ・ビデオカメラ・ハイファイオーディオ・アンプ・楽器など)
- 照明機器 (ランプ類・照明制御装置)
- 電気・電子工具 (電気ドリル・ミシン・はんだ用具など)
- 玩具・レジャー用品・スポーツ用品
(ビデオゲーム・電気電子部品を含むスポーツ器具・スロットマシンなど)
- 医療機器
- 産業用を含む監視および制御機器
- 自動販売機 (飲料自動販売機・食品自動販売機・現金自動引出機など)
- その他の電気電子機器



規制されるフタル酸エステルは、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)、フタル酸ベンジルブチル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DiBP) の 4 種です。



2. 8万円/1検体 (4成分)
標準納期 5営業日 (特急は3営業日 50%割増料金)

当試験所では、玩具や酒類、炭酸飲料等についてのフタル酸エステル類の豊富な経験のもと、RoHS2に対応したフタル酸エステル試験にも対応しております。
RoHS2対応フタル酸エステル類の検査は是非、当試験所にお任せください。



お問い合わせはこちらまで



一般財団法人 日本文化用品安全試験所

大阪事業所 化学分析部

TEL 072-968-2228 kagaku-osaka@mgsl.or.jp